



屋外でのごみ焼きは 禁止されています

屋外でのごみの焼却は、法律と条例で禁止されています。違反した場合、懲役や罰金などの懲罰を科されます。

禁止の例外として「災害の予防、応急対策、復旧」、「農林漁業を営むためにやむを得ないもの」、「日常生活を営む上で通常行われる軽微な焼却」などがありますが、例外でも近所から苦情がある場合は指導の対象です。洗濯物に臭いが付く、部屋が臭くなるなどの苦情が増えていますので、近隣への配慮をお願いします。

※庭の草刈りなどで出たごみは市の指定ごみ袋で出してください（1回当たり3袋まで）。



問合せ 市環境課環境衛生係
(☎22-2111 内線2074)

推薦してください
あなたの会社の優良従業員
市では、商・工業、サービス業を営む中小企業の優良従業員を表彰しています。表彰資格に当てはまる人を雇用している事業所は、ぜひ推薦してください。表彰状と記念品を贈呈します。

- ① 同一事業所に35年以上勤務する優良従業員であること（すでに表彰を受けた人は除く）
 - ② 50歳以上であること
 - ③ 事業所からの推薦があること
- 推薦締切日 10月15日(火)
表彰日 11月26日(火)
問合せ 市商工観光課商工係

計量器の定期検査を受けましょう

取引や証明に使う計量器は、法律で2年に1回の定期検査を受けるよう義務付けられています。次の日程で検査を行いますので、当てはまる計量器をお持ちの場合は受検してください。

- 10月21日(月) 午前10時～午後3時30分
- 10月22日(火) 午前9時～午後3時30分
- 10月23日(水) 午前9時～午後3時

※正午～午後1時は除く
場所 旧人吉保健所(寺町12番地1)
持ってくる物 計量器(質量計など)、手数料(1台当たり500円～2200円)

検査対象計量器

- ・商品の売買に使うはかり
- ・病院や薬局などで使う調剤用のはかり
- ・学校、病院、保育園などで使う体重測定用のはかり
- ・農協や漁協など流通物資の集荷、出荷などに使うはかり
- ・運送業者などが貨物の運賃算出に使うはかり

ひとり親家庭の皆さんへ

「児童扶養手当」を拡充します

児童扶養手当は、ひとり親家庭や父母以外の方が児童を養育する場合などに、家庭の生活安定と自立支援のために支給される手当です。11月1日から児童扶養手当法などの一部が改正されるため、所得限度額と第3子以降の加算額を引き上げます。

1 所得限度額の引上げ

児童扶養手当の支給には、前年の所得に応じて「全部支給」と「一部支給」がありますが、支給の判定基準となる所得限度額を引き上げます。

扶養する児童などの数	受給資格者本人の所得限度額			
	全部支給		一部支給	
	～10月分	11月分～	～10月分	11月分～
0	49万円	69万円	192万円	208万円
1人	87万円	107万円	230万円	246万円
2人	125万円	145万円	268万円	284万円
3人	163万円	183万円	306万円	322万円
4人目以降	1人増えるごとに38万円加算			

※配偶者・扶養義務者・孤児等の養育者の所得限度額は変更ありません

2 第3子以降の加算額の引き上げ

第3子以降の加算額を引き上げ、第2子の加算額と同額になります。

区分	全部支給の場合		一部支給の場合	
	～10月分	11月分～	～10月分	11月分～
対象児童が1人 ^{*1}	45,500円	45,500円	45,490円～10,740円	45,490円～10,740円
対象児童が2人 ^{*1} (加算額)	10,750円	10,750円	10,740円～5,380円	10,740円～5,380円
対象児童が3人以上 ^{*2}	6,450円	10,750円	6,440円～3,230円	10,740円～5,380円

※1：変更なし
※2：3人目以降1人当たり加算額

11・12月分の手当は、令和7年1月に支払います

問合せ 市子ども未来課子ども福祉係 (☎22-2111 内線1254)

国民年金の障害基礎年金

障害基礎年金は、病気やけがで生活や仕事などが制限されるようになったときに受け取ることができる年金です。

受給要件

- ① 国民年金加入中に初めて受診した病気やけがで一定の障がい状態になったとき
- ② 国民年金被保険者の資格を失った後、60歳以上65歳未満で、国内に住む人が一定の障がい状態になったとき
- ③ 20歳前に初めて受診した病気やけがで一定の障がい状態になったとき

※初診日の月の前々月までの公的年金加入期間で3分の2以上の保険料が納付が免除されているなど、いくつかの納付要件があります。

年金額

- 1級 年額102万円
 - 2級 年額81万6千円
- (昭和31年4月1日以前に生まれた人は101万7125円)
※18歳までの子か20歳未満で障害等級1・2級の状態の子

くまもと県南フードバレー 30%割引キャンペーン

・農業や漁業などの生産者が生産物の売買に使うはかり
問合せ 一般社団法人熊本県計量協会 (☎096-367-7816)

令和2年7月豪雨災害で被災した県南地域の食関連事業者の復旧・復興を応援するとともに、これまでの支援に感謝の気持ちを伝えるため、「くまもと県南フードバレー」で、全商品が30%割引になる「豪雨復興支援感謝キャンペーン」を開催しています。

問合せ くまもと県南フードバレー推進協議会 (☎0965-52-1020)

くまもと県南フード市場 Yahoo! ショッピング店



がいる場合は支給額が加算されます。

問合せ 八代年金事務所 (☎0965-35-6123)

児童手当10月支払い分を振り込みます

10月期(6～9月分)支給分は、10月7日(月)に指定の金融機関の口座に振り込みます。現況届を提出していない人や手続きのときに添付書類が不足している人は、支払いができませんので至急手続きをしてください。

問合せ 市子ども未来課子ども福祉係

「平和の礎」追加刻銘を行います

沖縄県糸満市にある「平和の礎」は、沖縄戦で亡くなられた戦没者の氏名を刻んだ記念碑です。

令和7年度の追加刻銘、刻銘の修正・削除を行いますので、希望する遺族は申し込んでください。

申込期限 10月25日(金)
申込・問合せ 市福祉課福祉政策係

令和5年度 中山間地域等直接支払制度の実績

令和5年度の中山間地域等直接支払交付金の実績は、5集落で集落協定が締結され、交付対象面積78万8092平方メートルで交付総額966万0933円です。農用地には米・麦・飼料作物・野菜などが作付けされていて、市で現地確認調査を行いました。

令和5年度中山間地域等直接支払交付金の実績				
協定集落名	急・緩	協定農家数	面積 (㎡)	交付額 (円)
上戸越開墾	急・緩	12	103,422	2,043,955
下田代	急・緩	40	217,120	1,956,153
大畑麓	急・緩	22	204,571	3,082,493
木地屋駒返	緩	7	24,341	194,728
永野	急・緩	38	238,638	2,383,604
合計		119	788,092	9,660,933

急：急傾斜地 緩：緩傾斜地

問合せ 市農業振興課農政係